

議 第 8 号

難民認定制度において独立した第三者機関
の設立を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
法 務 大 臣
外 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

難民とは、人種や宗教、政治的意見等、難民条約に定められた理由のいずれかによって、母国で迫害されるおそれがある外国人を指しており、難民が増加する中、我が国でも、難民認定を申請した外国人については、出入国在留管理庁が審査した上で、認定した場合は在留を許可するなど、難民条約に基づく保護を与えているが、国内の難民認定の件数も増加している。

政府は、本年6月、難民と認定されなかった外国人の収容や送還に関する課題等を解決するため、「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」を成立させたが、難民認定の審査請求に関わる難民審査参与員のうち特定の参与員に年間1,000件以上もの審査が集中している実態が明らかになる中、公正な手続を行う中立的な組織の新設がより一層求められている。

難民認定は、個人の生命や自由といった人権に関わる重要な決定であることから、出入国在留管理庁ではなく第三者機関において、難民問題について国際的な知識や経験が豊富な専門家等が審査することで、国内の政治的な圧力や人間関係の影響を受けない公平な判断を担保すると同時に、難民認定の手続を公正化・透明化し、難民申請者や関係者からの信頼を高める必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、政治的な動機や利害関係に影響を受けることなく、国際的な保護基準や人権法に準拠して難民認定の審査を行うため、難民認定制度において独立した第三者機関を設立するよう強く要請する。